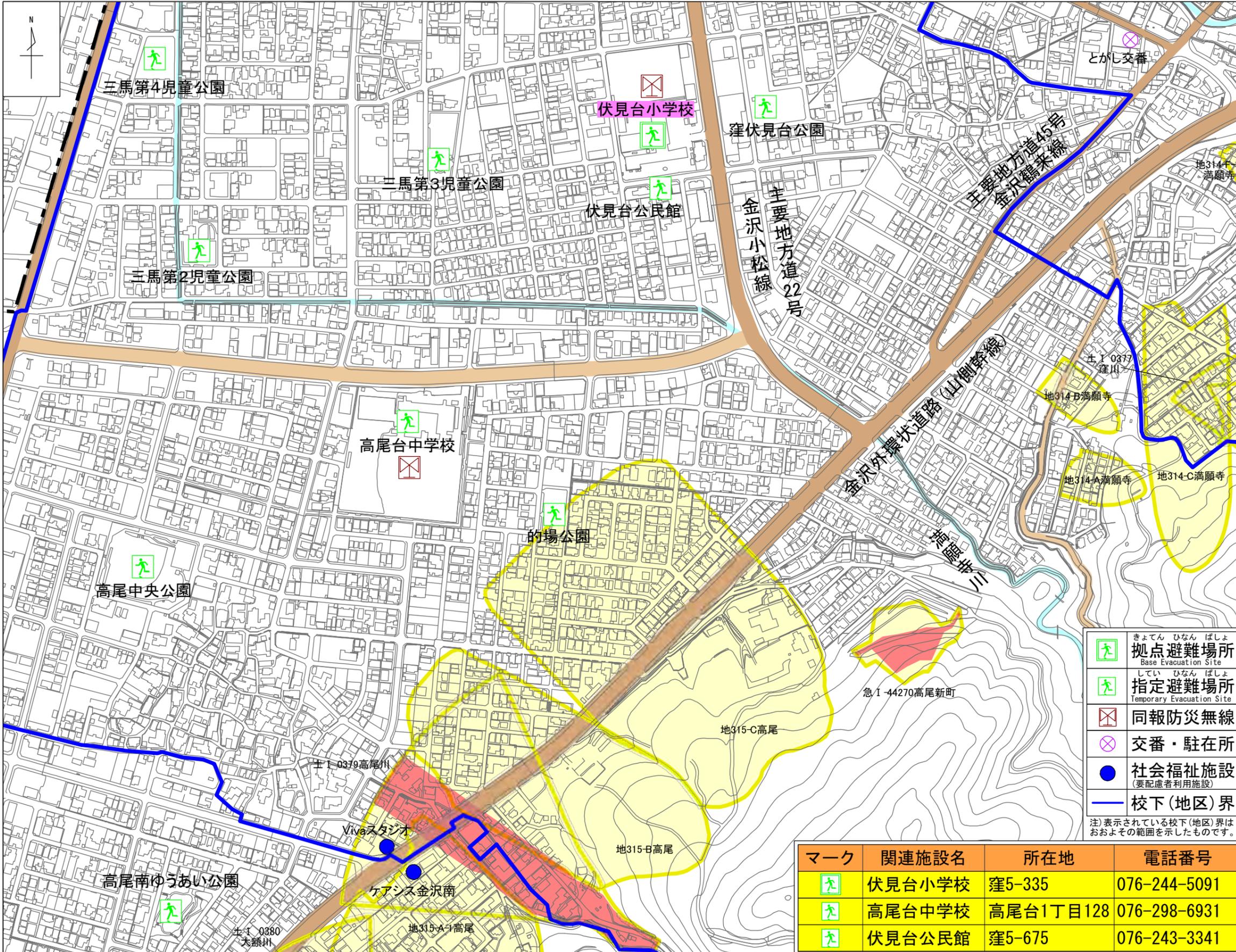


かなざわし どしゃさいがい ひなんちず  
**金沢市 土砂災害 避難地図**  
 Kanazawa Landslide Evacuation Map

ふし み だい こう か  
**【 伏見台校下 】**  
 Fushimidai



**凡 例**

どしゃさいがい (とくべつ) けいかいいき  
**土砂災害(特別)警戒区域**  
 (Special) Sediment-related disaster hazard area

	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域

**土砂災害の種類**

- がけ崩れ**  
 (急傾斜地の崩壊)  
 急な斜面がくずれ落ちる現象です。
- 土石流**  
 山の斜面や川底の土砂や石が、水と一緒に流れ下る現象です。
- 地すべり**  
 広い範囲の斜面が動く現象です。

**避難の方向**

- ◇ がけ崩れは一瞬のうちにかかるため、がけから離れるように避難します。
- ◇ 土石流は流れてくる向きに対して直角方向に避難します。
- ◇ 外へ逃げるのが危険な場合は、災害発生箇所とは反対側の建物上階への避難も有効です。

	きよてん ひなん ぼしよ <b>拠点避難場所</b> Base Evacuation Site
	してい ひなん ぼしよ <b>指定避難場所</b> Temporary Evacuation Site
	<b>同報防災無線</b>
	<b>交番・駐在所</b>
	<b>社会福祉施設</b> (要配慮者利用施設)
	<b>校下(地区)界</b>

注) 表示されている校下(地区)界はおおよその範囲を示したものです。

マーク	関連施設名	所在地	電話番号
	伏見台小学校	窪5-335	076-244-5091
	高尾台中学校	高尾台1丁目128	076-298-6931
	伏見台公民館	窪5-675	076-243-3341

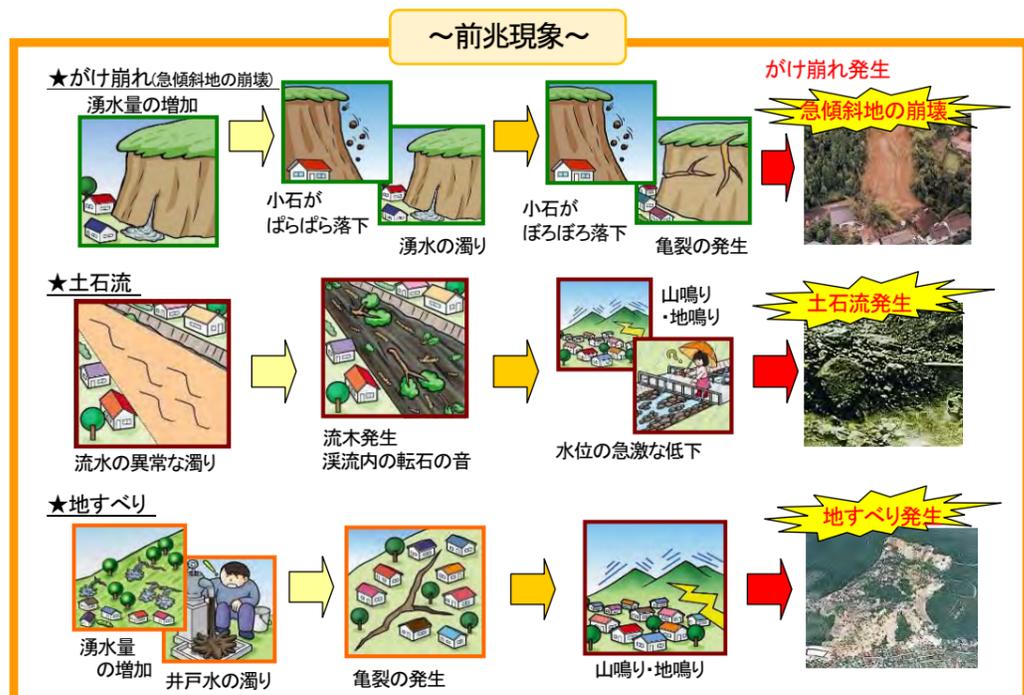
縮尺 1:5,000 (令和2年3月現在)

# 「私を守るのは自分、私たちを守るのは地域、自分と地域で命をまもろう」

この「金沢市土砂災害避難地図」は石川県が指定した「土砂災害(特別)警戒区域」をもとに、市民のみなさんが避難するために必要な各種情報をまとめたものです。土砂災害に関する情報及び市から提供する情報、さらにこの「金沢市土砂災害避難地図」を利用していただき、市民のみなさん一人ひとりの行動と町内会、自主防災会による行動で少しでも被害をなくしたいと考えております。なお、この金沢市土砂災害避難地図以外の地域でも土砂災害が発生する可能性があり、また近くの河川が洪水で通行不能の場合がありますので、ご注意ください。

## 1 土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などにより、「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)」「土石流」「地すべり」の現象が発生する自然災害のことです。



前兆現象がない場合でも降雨が続いた時などは土砂災害が起きる可能性があるため、斜面の状況に常に注意を払い、身の危険を感じた場合は周りの人と自主的に安全な場所に避難(自主避難)してください。また、前兆現象を発見した場合には、すぐにその場を離れ市役所や自主防災会(町会)にご連絡ください。

自主避難所(10カ所): 状況によって開設しますのでお問合せください。  
 市民センター(森本・金石・犀川・安原・額・押野・浅川) 福祉健康センター(泉野・元町・駅西)

## 2 土砂災害防止法とは

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。石川県はこの法に基づき、「土砂災害警戒区域」(土砂災害のおそれがある区域)及び「土砂災害特別警戒区域」(建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)の指定を行っています。

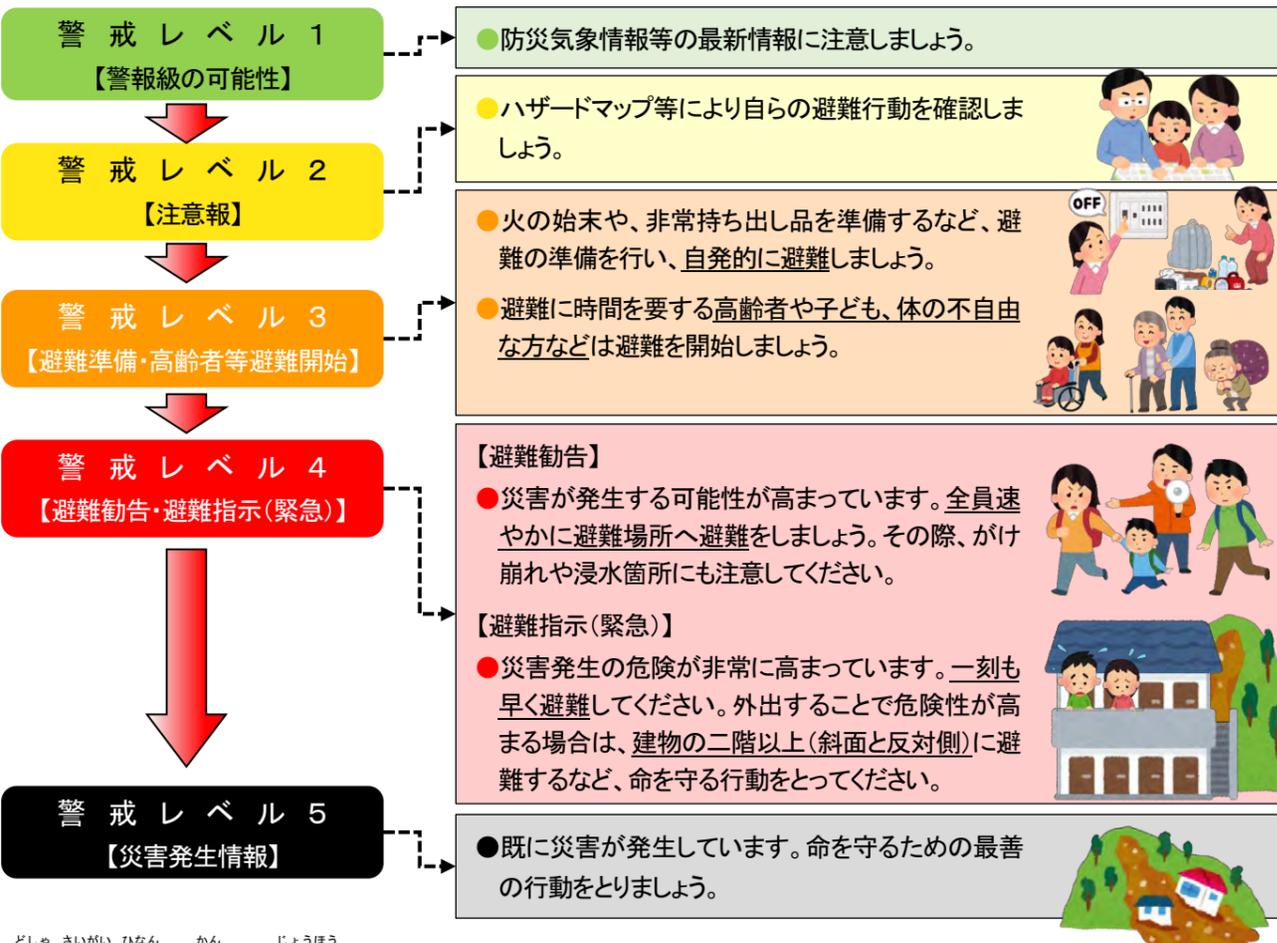
## 3 土砂災害警戒情報とは

大雨警報発表中、大雨による土砂災害発生危険性が高まった場合に石川県と金沢気象台がテレビ・ラジオなどを通じて発表します。

4 避難時における行動 ~ 「土砂災害警戒情報」が発表されると、以下の避難情報が発表される場合があるので、雨や台風の最新情報を入手し、避難の呼びかけに注意してください~

### 日常の備えとして

- ◆ふだんから、避難時の持ち出し品の事前準備や避難場所・避難経路を確認しておきましょう。
- ◆ご近所さんとの「日常的な交流」を心がけ、地域の自主防災会が行う避難訓練へ積極的に参加しましょう。



## 5 土砂災害避難に関する情報

土砂災害避難情報は下図のような方法で市民のみなさんに伝達され、また情報の収集ができます。



土砂災害が発生したり、前兆現象を発見した場合には、すぐにその場から離れ、市役所の右のいずれかの課にご連絡ください。  
 道路建設課 076-220-2612  
 危機管理課 076-220-2060

6 緊急時・災害時の電話 消防 119 火災・救急・救助 警察 110 犯罪・防犯・交通事故

安否確認は 災害伝言ダイヤル 171 災害発生により、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合にNTTが実施する伝言ダイヤルサービス。被災地内の家族や親戚などの連絡を可能にします。(通常時は使えません)